

- 鈴木興太郎 (2002): 「社会的選択の観点からみた【公】 【私】 問題」 佐々木毅・金泰昌編『経済からみた公私問題』（シリーズ『公共哲学』第6巻）東京大学出版会、pp.35-71。
- 鈴木興太郎・後藤玲子 (2001/2002): 『アマルティア・セナー『経済学と倫理学』』実教出版、初版 2001 年、改装新版 2002 年。
- 鈴木興太郎・吉原直毅 (2000): 「責任と補償：厚生経済学の新しいパラダイム」 『経済研究』第51巻第1号、2000年4月号、pp.162-184。
- 森村 進 (2001): 『自由はどこまで可能か——リベタリアニズム入門——』 [講談社現代新書] 講談社。
- 渡辺幹雄 (1996): 『ハイエクと現代自由主義——「反合理主義的自由主義」の諸相——』 春秋社。
- 渡辺幹雄 (1998): 『ロールズ正義論の行方——その全体系の批判的考察——』 春秋社。〈増補新装版〉 2000年。

研究要旨 「社会保障改革の経済と倫理」：社会保障制度の改革について提起されている主要な論点を「市場・家族・国家」の3つの福祉レジームにそくして、経済と倫理の観点から解明する。「市場」については、自己責任に基づいて市場化アプローチが強調されるが、責任概念は道徳原理の前提なしには成立しない。一定の社会責任の下で初めて自己責任が有効化すると考えるべきである。「家族」については、高齢者への支援をめぐって世代間正義のあり方が問われているが、遺贈のための貯蓄とライフ・サイクル貯蓄との関係として分析されるべきである。「国家」については、社会保障の財源をめぐって社会保険と租税との関係、あるいは保険原理と扶助原理との関係が問われているが、これらの区別は適切ではない。最後に、社会保障を「能力の欠如を補填するセーフティーネット」と見る伝統的観念から、「能力の発揮を支えるスプリングボード」と見る新しい観念への移行の必要性を徳ないし卓越の倫理学に基づいて展開する。

分担研究者氏名・所属機関名及び所属機関における職名

塩野谷 祐一

国際医療福祉大学・国際医療福祉総合研究所副所長

三つの大きな倫理学体系の整合化を基礎として、制度としての「資本主義・民主主義・社会保障」、および「市場・家族・国家」からなる社会保障制度の再構築を論ずる。

A. 研究目的

広義の福祉国家は「資本主義・民主主義・社会保障」の三層の制度からなると考え、社会保障制度改革のあり方を経済・政治・倫理の接合の場において解明することを目的とする。

B. 研究方法

福祉国家のシステム像の構築に向けて、「理念」と「制度」の二つの次元を対象とし、「理念」を扱う倫理学と「制度」を扱う社会科学との接合という方法をとる。「正・善・徳」の

C. 研究結果

「理念」の展開として現代道徳哲学の代表として、功利主義・社会契約主義・自由至上主義・共同体主義の四つの体系を取り上げ、「効率と正義」および「自由と卓越」という対立的論点の解明を通じて、価値理念の構造を整理する。次に、「制度」の倫理学を「資本主義・民主主義・社会保障」の三層の制度に体现されている「理念」にそくして展開する。

D. 結論

社会保障制度改革を単なる財政的危機とと

らえるのではなく、以上のような大きな福祉国家の哲学体系に基づき、(1) 経済と政治と倫理の三層にわたる「公共的理性」の確立、(2) 社会保障による人間存在の質的向上という「動態的目標の設定」、(3) 社会保障運営における「動態的手段の導入」を結論とする。

E. 研究発表

1 論文発表

1. 著書

『経済と倫理——福祉国家の哲学』東京大学出版会、2002年。

2. 論文その他

塩野谷祐一「社会保障の効果をどのようにとらえるか」『季刊社会保障研究』2000年 Spring, vol.35, No.4.

塩野谷祐一「少子高齢化の本質は何か」『ESP』2000年4月, No. 336.

塩野谷祐一「社会科学の総合とアルキメデスの点」『エコノミックス・2』2000年4月。

塩野谷祐一「法学的思考と経済学的思考」『日本経済研究センター会報』2000年4月, No. 843.

塩野谷祐一「市場主義と民主主義」『WAM』2000年5月。

塩野谷祐一「福祉国家の危機と公共的理性」『季刊社会保障研究』2000年 Summer, vol.36, No.1.

塩野谷祐一「現実からのメッセージ——社会保障制度をめぐって」『ECO-FORUM』2000年 Summer, vol. 20, No. 2.

塩野谷祐一「Special Interview: 高齢者医療制度のあり方」『けんぽ』2000年8月, No. 484.

塩野谷祐一「哲学なき経済学史研究を超えて」『経済学史学会年報』第38号, 2000年11月。

塩野谷祐一「危機に立つ社会保障——総論」『一橋フォーラム21』2000年12月。

塩野谷祐一「経済の此岸と彼岸——福祉国家の役割」『NIRA 政策研究』2001年, vol. 14, No.1.

塩野谷祐一「新春医療保険座談会：待ったなしの14年抜本改革——高齢者医療制度四案の関係者で意見交換」『週刊社会保障』2001年1月1/8日。

塩野谷祐一「シュンペーターの成功と挫折」『ECO-FORUM』2001年 Summer, vol.20, No.2.

“Trust as Virtue,” in Y. Shionoya and K. Yagi (eds), *Competition, Trust, and Cooperation: A Comparative Study*, Berlin: Springer, 2001.

Shionoya, Y. “Rational Reconstruction of the German Historical School: An Overview,” in Y. Shionoya (ed), *The German Historical School: The Historical and Ethical Approach to*

Economics, London: Routledge, 2001.

Shionoya, Y. "Joseph Schumpeter on the Relationship between Economics and Sociology from the Perspective of Doctrinal History," in Y. Shionoya (ed), *op. cit.*

「ジョン・ロールズ——正義の理論」『海外社会保障研究』No. 138, spring, 2002, 3月25日

社会保障改革の経済と倫理

塩野谷 祐一

少子高齢化を契機として、社会保障制度の改革についてさまざまな主張が行われている。以下では、「市場・家族・国家」の三つの福祉レジームの構成要素にそくして、制度改革の倫理学的問題点を明らかにする。第一に、「市場」については、国家が引き受けている社会保障の仕事を市場に返すべきだという主張がある。第二に、「家族」については、社会保障によって厚遇されている高齢者はもっと負担をすべきだという主張がある。第三に、「国家」については、国がもっと公費を使って社会保障制度を支えるべきだという主張がある。

もちろん、これらの主張はいっそう広範な問題を含んでいるし、それぞれの主張に対しては反論がある。これらの議論は主として福祉国家の財政的再建という視点から行われているが、われわれは「市場・家族・国家」が持つ制度の倫理的意味に照らして、これらの主張の賛否を考察する。

最後に、社会保障改革を総括する形で「ポジティブな社会保障」という概念を提起する。これは欧米の政治において「第三の道」と呼ばれているものと関係する。われわれは「存在」の徳の倫理学の立場に立ち、社会保障は人間の卓越性の欠如から出発し、卓越性の達成を目標にすると考える。

「ポジティブな社会保障」は受け身のリスク防衛ではなく、冒険を含む卓越への挑戦を意味する。

1 「市場」・個人責任・社会責任

責任の概念

社会保障は福祉の「脱市場化」および「脱家族化」からなる。このようなマクロ的な表現をミクロ的な表現に移すならば、個々人が市場および家族の中で「個人責任」に基づいて追求している福祉の確保が、部分的に市場および家族の外に外部化され、「社会責任」とされるのが社会保障である。この意味で、「脱市場化」および「脱家族化」としての社会保障は、本来「個人責任」であるはずのものが何故「社会責任」になるのかという問題を内蔵している。社会保障改革の議論において、個人責任、自助、自立を強調することが一つの流行となっているから、まずこの問題を取り上げることが必要である。

個人責任の強調は明確な内容を持った主張であろうか。単純に個人責任を強調することが、社会保障への批判とそのスリム化への道を意味するように考えられている。これは、社会連帯や社会責任を強調すれば、社会保障の擁護になると考えられているのと同様である。個人責任と社会責任との間の境界線はどこに引かれるのであろうか。個人責任と社会責任との関係を道徳哲学的に明らかにしなければならない。

責任という概念そのものは経済学には登場しない。しかし、それが意味するものは経済世界にも存在しており、市場の論理を明らかにするために、経済学におけるその問題の取扱いを見ておくこ

とが適当であろう。競争市場の道徳的特性の鍵となるものは外部性の概念である。市場経済制度の下では、個人が経済行為を通じて他人の効用に与える正または負の影響は、原則的に貨幣取引によって決済される。これが市場制度における給付・反対給付の原則である。この原則からはみ出る形で、すなわち貨幣取引を伴わないで個人の行動が他人の効用に及ぼす直接的影響は、正または負の「外部性」と呼ばれる。外部性についての経済理論の考え方によれば、効率性を達成するためには、外部化された便益または損害を法律による強制や当事者間の交渉を通じて「内部化」することが必要である。これは効率性の経済論理を非市場的取引にまで適用し、市場の普遍性を確立することを意味する。外部性がないと仮定したり、存在する外部性を内部化するということは、意図的・偶発的・付随的な形で発生する他人への正または負の影響が残っていないと言うことを意味する。

責任の観念は、一定の原型となる制度（上の場合には市場制度）を前提として、個人間の便益または損害の原因を因果的に責任のある当事者に帰属させるという意味で、「内部化」の一ケースである。責任とは、制度が内包する規範を実現する地位である。市場制度は、個人間関係を経済的価値評価によって市場取引の中に内部化することを求めており、それからはみ出るものが外部性である。外部性は「市場の失敗」であり、その失敗を是正するために公共政策が求められる。ただし、R. H. コースの定理が示すように、経済学における内部化の考え方は効率性の基準に基づくものであって、因果的当事者のみに責任を帰属させるものではない。負の外部性の被害者が加害者に対して補償をし、その行為を止めさせることも内部化を意味する。この場合、所得分配の相違が生まれることはいうまでもない。責任概念の明確化のためには、いかなる制度が前提とされているかを明示しなければならない。社会保障制度の改革に当たって、無限定の責任概念を持ち出しても意味がないのである。

責任概念の定義には実にさまざまなものがあるが、われわれには「回顧的責任」(retrospective responsibility) と「展望的責任」(prospective responsibility) との区別以外のものは必要ではない。¹ 前者は、個人が引き起こした事態が、因果責任の概念に照らして、「回顧的に」ある場合には非難と処罰に値し、ある場合には賞賛と顕彰に値すると判断する。後者は、個人の特定の役割や地位に応ずる特定の義務に基づいて、それらの人々が「展望的に」自ら規範遵守の責任を有すると判断する。両者は裏腹の関係にあり、ともに一定の基本的道徳原理を前提としなければならない。

道徳的および法律的意味における責任 (responsibility) とは、当該事態の生起について反応 (respond) し、説明 (account) しうる能力をいう。カントは次のように書いている。「人格とは、その行為について責任を帰することの可能な主体である。したがって、道徳的人格性とは、道徳的法則の下における理性的存在の自由に他ならない。」² すなわち、帰責能力を持つものが自律性を持った人格であると定義される。この場合、責任は、上述のように制度的概念であると同時に道徳的概念であって、人々がある事態について展望的かつ回顧的に責任を持つべきであるという規範的帰属を行うのである。しかし、責任は道徳原理に依存した派生的・応用的概念にすぎない。われわれの用語によれば、責任は「正」の観念に従属する「徳」の観念の一つである。責任の問題を正義や平等から切り離して論ずることはできないというのは、この意味である。³ われわれはカント的道

徳的人格の下で導出される正義の観念を基礎にして責任概念を論ずる。

正義原理と責任の外部化・内部化

上の定義のように、責任は「存在」としての道徳的人格が持つ能力であって、正および善に関する行為能力と選択の自由を前提とする。このような人格を実現するために構想されるものが、正義の原理であり、それに基礎を置く制度である。第二章において論じたロールズの正義論をここで繰り返すことは必要ではない。彼の議論における主要な要素を責任という視点から再考しよう。

第一。民主主義と資本主義の制度をベンチマークとして設定すると、社会的正義の実現のためには、「市民的権利」と「政治的権利」の保障に加えて「社会的権利」の保障が必要である。「社会的権利」の保障は、人々に実質的な機会の平等を与え、最も不遇な人々の地位を高めるという社会政策の諸制度によって行われる。理論的に言えば、この制度は、ロールズの正義の第二原理（公正な機会均等、セーフティー・ネット、および格差原理）に基づいて、個人の運命を規定する社会的偶然と自然的偶然の効果を中立化することを意味する。社会的偶然の中立化は実質的な機会均等化の諸制度を要請し、自然的偶然の中立化はセーフティー・ネットの諸制度を要請する。人間は自分の統御の範囲内にある事象についてのみ道徳的責任を持つ。運・不運の産物は道徳的に是認されないからである。かくして個人の才能や能力とその帰結には、自分の責任として当然視できる部分と、そうでない部分とがある。前者については、市場原理によるメリットの評価が許容され、その結果の責任は個人に帰属し、個人に内部化される。後者については、不運によって不足する能力の補償のための社会的再分配が行われ、責任は個人から社会へ外部化される。

第二。正義原理は市場の評価・報酬制度を修正する。それは個々人の能力や努力のすべての帰結を個々人に帰属させるのではなく、一部を個々人の外に外部化することを要求する。市場制度を規範とする外部性の経済理論は、市場取引からこぼれ出た外部性を再び市場の中の個人に内部化するための制度的工夫を要求する。それとは反対に、正義の道徳理論においては、個人の外に外部化された帰結は再び社会の中に集団的責任の形で内部化される。なぜならば、基礎となった正義原理は、公正な条件の下で、すべての人々の便益にかなう公共財として、すべての人々によって合意されたものだからである。ここから自然的才能の社会的プーリングという観念が導かれる。

第三。社会保障制度における個人責任と社会責任との関係を説得的に論ずるためには、リスクのプーリングとしての保険という制度概念に言及しなければならない。リスクのプーリングは自然的才能の社会的プーリングを行う仕組みである。個人責任とは、自分の福祉を自分で配慮することであると言われる。しかし、以上で指摘したように、個人責任の概念は何らかの道徳原理あるいはそれを具体化した制度を前提としなければ、意味を持たない。自由至上主義の思想およびそれを体現した市場システムの下では、市場の評価を前提として、福祉に関わるリスクを自分で引き受けなければならないから、そのような配慮をすることのできる人々とできない人々とが出てくる。個人責任は前者の人々にのみ妥当することになり、後者の人々の面倒を見ることは、いわば「必要悪」としての社会責任ということになる。ここでの社会責任は、個人責任を果たしえない人々の後始末という消極的意味を持つにすぎない。それに対して、正義原理に基づく福祉国家においては、社会が

保険の仕組みによってリスクを集団的に引き受ける。そこではすべての人々がその仕組みに参加し、適切な掛け金を払うことによって、それぞれ自分の福祉に配慮することができる。個人責任と社会責任との形式的二分法に立つのではなく、個人責任はリスクの集団的プーリングという社会責任の仕組みの中において最も良く達成されると考えることができる。⁴ ここでの社会責任は、すべての個人によって担われているという意味で積極的なものである。

社会保障制度は利他的なシステムではなく、むしろ個々人の利己心に本質的に基づくものである。今ここで責任の概念を用いてそのことを説明すれば、社会保障制度は、すべての人々が自分のことを自分で配慮するという個人責任を果たすことを可能にするインフラストラクチャーであると言うことができる。このシステムがなければ、自分のリスクに対して自分の資力によって対処できるきわめて少数の幸運な人々のみが個人責任を果たしうるにすぎない。社会保障は、一方で、個々人がリスクへの配慮を自分だけで行うのではないという意味で、個人責任を社会に対して外部化し、社会責任という概念を成立させると同時に、他方で、個々人がリスクの集団化の仕組みに参加し、それを支持するという意味で、今度はその社会的責任を個々人に対して内部化するのである。社会保障制度は、一人一人がばらばらにリスクへの個別的対応をする制度に比べて、利己心と個人責任の充足を図る上ではるかに効率的なシステムである。

第四。以上では、市場制度を前提として、市場の評価を自己責任として甘受するか否かを道徳的問題として論じた。答えは、正義原理の観点から、社会的偶然および自然的偶然を社会責任によって処理すべきであるということであり、そこに社会政策の役割が見出される。われわれは責任の概念は制度や道徳原理から独立ではないことを指摘したが、次に市場における企業制度を所与とするのではなく、制度そのものと責任との関わりを論じなければならない。これは市場主義および市場化アプローチの限界を問うものでもある。またこの論点は、ロールズが単なるセーフティー・ネットとしての「福祉国家資本主義」と「財産所有制民主主義」とを区別した論点に相当する。

市場経済の空間には企業という組織体が存在する。生産物の売買のみを行う市場とは異なり、市場経済は労働市場を持ち、人々はそこで企業によって雇用されるのが常態である。農業や手工業のように、個々人が自営業として自己雇用を行い、生産物のみを市場で販売する場合には、彼らは終生生活の場を生産の中に持つことができた。近代になって、企業によって労働が雇用されるようになると、定年や解雇が人々にとって死活的な意味を持つ。定年は企業の発明である。⁵ 個人が働きたいと思っても、企業における定年や解雇の制度があるために、セーフティー・ネットとして年金や失業手当が必要となっている。ビヴァリッジ・プランが強調したように、社会保障の前提は完全雇用である。今日さらに問題となるものは定年制の撤廃である。定年制は年齢によって個人を差別するエイジズムであり、機会の均等を阻害し、したがって個人の自律と責任の幅を制約している。社会保障が正義原理を体現するものであるとすれば、市場の帰結をそのまま受け取って、市場から排除された人々に対して単にセーフティー・ネットを用意するというのではなく、社会保障の前提条件そのものを変革しなければならない。男女共同参画社会と並んで老若共同参画社会の進展のために、定年制を再検討することは自己責任論や市場アプローチの前提でなければならない。

かくして、最初に指摘したように、責任の概念を制度や道徳原理から無関係に論ずることは意味がない。社会保障制度はけっして個人責任の放棄を許容し、個人の困窮を社会責任に転嫁する制度ではない。「展望的」責任の概念を用いて言えば、社会保障を実施する社会においては、それが成功するためには、個々人はシティズンとして、いったん個々人から外部化された福祉すなわち「脱市場化」および「脱家族化」された福祉を、改めて社会の中に内部化する上での責任を持つ。これが個人に基礎を置く「社会責任」の観念であり、同時に社会に基礎を置く「個人責任」の観念である。このような「社会責任」および「個人責任」の前提として、市場および企業制度が公正な機会均等を果たしていなければならない。

自由至上主義の唱える個人責任の主張は、市場の制度を所与として、福祉に関わる要素をすべて市場の評価に任せるというものである。それに対して、正義原理に基づく社会責任は、公正な機会均等の制度を基礎として、個々人から外部化された福祉の給付と負担を社会の中に内部化することを要請する。福祉国家の危機はまさに、人々が共同して社会責任を担わないという危険性にある。人々は給付を安易に要求するけれども、負担を積極的にしようとはしない。これはいわゆる「共有地の悲劇」に相応するものである。共有地は所有権のない土地であって、そこで誰もが自由に狩猟を行うことができる場合、その資源はすぐに絶滅する。この問題の解決のためには、個人の配慮の外にある福祉資源を配慮する責任を再び集団の中に制度的に内部化することである。

市場主義の偏見と卓見

以上の一般論を踏まえて、個人責任を強調する立場から、「市場・家族・国家」の福祉レジームの中で「市場」の役割を高めるべきであるという主張を取り上げよう。「市場」と社会保障との関係をめぐっては、あらかじめ市場主義の偏見を指摘しておかなければならない。

社会保障の改革に当たっては、国家が社会保障の仕事から大規模に撤退し、その仕事を市場に任せ、福祉国家の規模を縮小することが最も簡単であると考えられるかもしれない。世界を覆うグローバリゼーションと市場至上主義のイデオロギーがこのような考え方を支持し、社会保障を含む政府の活動に対して反動的に激しい逆風を送っている。たしかに社会保障の中に市場や市場的要素を取り入れる余地は大いにあるが、しかし市場は万人に対して基礎的ニーズの平等な保障を与えることはできない。このような市場の帰結は、何世紀にもわたって社会的安定と統合に対する脅威となったのであって、市場至上主義はこの経験を学んでいない。

成長過程の国際比較から明らかになった一つの事実は、一人当たり所得の高い先進国においても貯蓄率が上昇しないということである。人間の欲望は飽和するものではなく、経済発展および所得の上昇とともに開発されていくが、良き生の実現に当たっては、私的消費の追求だけでなく、社会的消費が必要になり、先進国であればそれを賄う余地は十分にあるからである。社会的消費とは、人々が公共的仕組みを通じて、公共財やメリット財や卓越財を集散的に消費することである。社会保障は基礎的ニーズの保障というメリット財の提供に関わる。ところが市場主義を信奉する人々はともすれば、市場で購入する私的消費財以外の消費支出を個人に対する不当な負担の賦課と考えている。たとえば、租税・社会保険料の対国民所得比率を「国民負担率」と呼ぶ習わしがあり、これ

が増えることは望ましくないという意見がある。この比率は国民支出の中の社会的支出（消費と投資）の割合を示すものであって、国民にとって便益なき負担ではない。しかも、私的消費への欲求と基礎的ニーズへの社会的欲求とを比較して、市場での私的消費財への選好を優先することが個人の自由を守ることでありと考えるのは偏見である。

市場システムにおける経済成長の過程では、産業構造は必然的に変化する。供給側における技術革新と需要側における新しい財サービスの出現とによって、新しい成長産業が台頭し、経済全体に占めるそれらの部門のシェアは拡大する。主導産業が拡大するためには、衰退産業を含む既存産業からの資源の転換・再配置が必要である。経済が成長するのは、主導産業の牽引力と経済の転換能力のおかげである。

国民総生産における社会保障費の増大は、社会保障の対象となるサービスが成長産業であるということの意味する。それにもかかわらず、これらのサービスが社会保障制度の中に置かれているために、その拡大に対して制度的・心理的制約が課せられている。市場システムの下では、商業主義によって支えられたどんなにつまらない財サービスであっても、二つの条件が満たされていれば、経済活動として繁栄することができる。一つは、それが有効需要によって購入されること、今一つは、効率的に供給されることである。ところが公的なシステムの下では、どんなに倫理的に崇高なことを目指した財サービスであっても、第一に、その便益と負担とが切断されているために、それらに対する制度上の需要が有効需要として費用負担を伴っていない。第二に、公的システムの諸規制の下では、効率的な競争と技術革新が起こりえない。そのため社会保障サービスはしばしば潜在的な成長産業にとどまり、むしろその赤字財政と非効率運営のみが喧伝されている。

成長産業という観点からいえば、社会保障サービスへの需要のシフトに対応して資源配分をふり向けるのは当然であるし、便益に伴うコストを負担し、需要を有効化するのが当然である。しかし、社会保障サービスはメリット財であるために、個々人にとって負担と便益とが切り離され、負担をせずに便益だけを得ようとするフリー・ライディングの考え方が強く育っている。また社会保障への依存がモラル・ハザードを生んでいる。自立した慎慮ある生活を送るというライフ・スタイルが失われている。その結果、無駄な社会的消費が行われている。これらの点から見れば、自己責任や市場的競争の強調は十分に意味のある提案である。市場主義から学ぶべき卓見は、社会保障の有効需要化と効率化である。

問題は、単純に福祉国家の範囲を縮小し、市場経済に復帰することでもなく、また福祉国家の下で発生する非効率や無責任を許容することでもなく、社会保障の正義と個人的誘因との組み合わせをどのようにして図るかということである。従来の考え方は、「個人責任」の妥当する「市場」の領域ではメリット主義の原則が支配し、「社会責任」の妥当する「国家」の領域ではニーズの原則が支配するという二分法であった。両者は無交渉のまま併置され、単純に混合経済と呼ばれてきた。この考え方に従うならば、社会保障改革は単純に「国家」の領域を縮小し、「市場」の領域を拡大すればよいということになる。しかし、上述のように、一方で、リスクの社会的集団化を通じて初めて個人責任を果たしうるという条件を確立し、他方で、なおかつリスクの社会的集団化に伴うモラル・

ハザードの発生を抑止するためには、いったん個人から非個人的責任を外部化した社会保障の枠組みの中に、個人的責任を改めて内部化する手段としての市場的要素を注入することが必要であろう。ここに改革の新しい視点と課題がある。

市場化アプローチの評価

社会保障改革に当たって「市場」の機能を肯定的に見直すという立場には、具体的に次のような少なくとも三つの異なったアプローチが含まれている。それらはそれぞれ異なった意味で社会保障を市場化しようとする。

第一は、国家による福祉サービスに依存する代わりに、人々が自ら労働市場において所得を稼得すべきであるという考え方であって、「ウェルフェアからワークフェアへ」というスローガンによって表わされる。本当に働くことのできない人々の貧困と、働くことのできる人々の貧困とを区別し、福祉依存へのディスインセンティブと労働へのインセンティブを促進するというものである。

第二は、年金・医療・介護などの福祉サービスの提供方法およびそれらの保険システムを公的部門から私的（市場）部門へ移すべきであるという考え方であり、これが社会保障の「民営化」(privatization)である。これは社会保障に限らず、「小さい政府」を目指して、政府活動のすべてにわたって民間に仕事を移すことを検討するというものである。

第三は、政府の関与する社会保障の一定の範囲を維持した上で、制度内部の運営について私的企業やNPOの活動を認め、市場的インセンティブを導入すべきであるという考え方であり、「準市場」(quasi-market)ないし「内部市場」(internal market)の形成に関わる。

これらの制度改革のアプローチを論ずるためには、責任の概念と関連して、メリット、インセンティブ、効率といった経済学と倫理学とに共通する諸概念に言及すべきであろう。メリット（長所）は責任と類似した概念であって、前提とする制度および規範に依存する派生的・応用的概念である。そればかりでなく、これらの二つの概念は正または負の評価を個人に帰属させるという機能をめぐって結びついている。上述のように、回顧的責任は、因果的次元から見て、個人に賞賛・報酬と非難・処罰を帰属させるが、その際、結果をもたらす原因となる個人の性質がメリットとデメリットである。メリットを持つことは賞賛と報酬に値し、デメリットを持つことは非難と処罰に値する。個人がメリットを育て、デメリットを避けるように促すためには、何らかのメカニズムが必要である。それがインセンティブ・メカニズムである。

基本的な問題は、メリットの内容を規範的に定義し、メリットに報酬を与える制度を作ることである。責任の観念は道徳的インセンティブ・メカニズムの一つであって、上位の道徳の力に依存している。市場機構が個人や企業の持つメリットに対して報酬を与える金銭的インセンティブ・メカニズムであることは、周知のとおりである。社会保障の領域ではどうか。上述の三つのアプローチを取り上げよう。

(1) ウェルフェアからワークフェアへ

今日「ウェルフェアからワークフェアへ」と呼ばれるアプローチは、イギリスの救貧法改革（1834年）の原理を先駆としていると言えるであろう。その原理とは、労働能力を持つ貧窮者は就労によ

って賃金を稼得すべきであり、公的扶助に頼ることは最下位の選択であるべきだというものである。

⁶ この改革によって生まれた新救貧法は、十九世紀を支配する自由放任の資本主義制度の礎石になったと見なされている。今日でも、低所得者の公的扶助のみを残余的に認めるアプローチは自由主義的福祉レジームにおいて典型的であり、思想的には自由至上主義に依拠している。公的扶助としての生活保護の制度は、多くの場合ミーンズ・テスト(資力調査)に依存し、扶助を受けることはスティグマ(恥辱)であると感じさせる。これは貧困の原因として個人責任を強調し、公的扶助への依存を抑止する目的を持って、依存のデメリットをインセンティブ・システムに組み入れる方法である。

しかし、この制度はパラドックスを含んでいる。福祉給付の条件や内容を厳しくすることによって、労働能力のある人々を自立させることはできても(そのためには、非自発的失業をなくすような雇用政策が前提となる)、真に給付を必要としている人々を惨めな状態に置くことになるからである。社会保障の受給者をこのように扱うことは、自尊への権利を基礎とする正義論に反している。正義論は、外面的にデメリットと見えるものが社会的・自然的偶然の所産であることに配慮するからである。この問題に関連して、社会保険と社会扶助の相違の問題があるが、これについては以下の第五節で取り上げることとする。ここで指摘すべきことは、個人の持つメリットとデメリットは、社会的・自然的偶然を調整したものでなければならないということである。

以前の章において述べたように、ロールズの理論構成において、「自尊」の概念は特殊な位置を占めている。自尊は、これがなければ人間は生きるに値しないというものであって、社会的基本財の中で最も重要なものと定義された。この自尊が失われた状態が「恥辱」である。⁷ 公共財的性質を持つ卓越の実現によって、人々は自らを価値あるものと見ると同時に、他人からの評価をかちとるのである。「自尊」は卓越の達成によってもたらされ、「恥辱」は卓越の欠如によってもたらされる。基礎的ニーズの欠如は自尊を傷つけるものであるために、社会保障が要請されるにもかかわらず、社会保障がミーンズ・テストなどの手続によって恥辱を生み出しているのは、本末転倒であるといわざるをえない。

さて、1970年代以降、社会保障改革の一環として、アメリカ、イギリス、カナダなどの自由主義的福祉レジームにおいて急速に発展したワークフェア(workfare = work + welfare)の制度は、自由至上主義とグローバリゼーションの興隆に支えられて、社会民主主義的福祉レジームに見られる伝統的な福祉国家観に正面から対決しようとするものであって、社会保障制度の一構成要素にとどまらず、社会保障制度の一つの型を代表するものとまで考えられている。

ワークフェアは次の三つの次元で定義されるという。⁸ 第一に、それは権利に基礎を置く普遍主義的な制度とは異なって、強制的な措置制度である。第二に、それは、制度の目的として、労働市場への参加を促進し、所得移転による福祉への依存を断ち切ることに向けられている。第三に、それは、機能的には、個々人の労働市場からの排除を受動的に承認するのではなく、労働市場への能動的な統合を強調する。

ワークフェアの制度は、上述のように生活保護制度のような残余主義的側面を持つが、同時にい

くつかの点においてポジティブな福祉の要素を持っている。貧困を受動的に受け取ってそれに対処するのでなく、人々の労働市場への参加を積極的に促進し、生の機会を切り開くこと、福祉の受給は労働市場からの一時的離脱に対して新しい労働参加への前提として与えられること、また中央集権的・画一的な福祉行政とは異なり、多様な地域に応じた自主的計画が許容されることなどは、ワークフェアの特色と見なされるものであり、ここに生活におけるイノベーションと活力化の余地がある。したがって、ワークフェアの観念は、「市場・効率」のレジームの深化と見るよりも、「共同体・卓越」のレジームへの接近と見るべきであろう。そのことによってワークフェアは「国家・正義」のレジームの官僚主義的硬直性を打破する方策として位置づけることができるであろう。

(2) 民営化

民営化という概念は、想像されるほど単純明瞭なものではない。それはイデオロギイ的観念、経済理論、政治的実践の三レベルにおいて用いられる。⁹ 社会保障における民営化の問題は、単純に政府の関与している活動を民間に譲り渡すということではない。政府の関与には、制度的規制にとどまる場合 (regulation)、公的仕組みによって財源を確保する場合 (funding)、政府自身がサービスを生産する場合 (delivery) という区別がある。どのようなサービスに対して、これらの異なる関与の仕方が適用されるべきかが問題である。

特定のサービスが社会保障の仕組みに取り入れられている場合、その根拠としては分配的正義の配慮が不可欠であったから、民営化の議論においては政府の再分配機能の評価が重要な論点となる。市場至上主義の考えは、所得再分配を自由の侵害と見なし、社会保障の枠組みそのものを縮小しようとする。しかし、社会保障を前提とするならば、上述のような政府関与の仕方の相違を説明するものとしては、情報の非対称性および質の監視の困難性などの情報に関する配分的効率性の配慮が重要な位置を占める。¹⁰ 経済理論によれば、これらの情報問題が存在する場合には、政府自身あるいは非営利組織によるサービス提供が望ましいとされる。

効率性の観点から特定のサービスが政府の手に委ねられるのは、「市場の失敗」のゆえであるが、民営化が問題になるのは、今度は「政府の失敗」のためである。たとえ規制・財源・生産の何らかのレベルにおいて政府の関与が必要であるとしても、政府の活動はそれ自身過大化し、官僚主義的経営の不効率を回避することができない。公的経営の下では、制度の画一化・硬直化、情報・研究開発・技術革新の停滞、問題解決の先送り、効率化へのインセンティブの欠如などが生ずる。その結果、官営対民営についてオール・オア・ナッシングの解決は適切ではなく、官と民とのミックスが必要となる。その際、重要なことは二つ。第一に、情報格差やサービスの質の問題が存在する場合においても、質の基準を確立し、情報の開発と開示を求めることによって、提供者間の競争を促進し、民間部門における提供を長期的視野において効率化することが必要である。第二に、配分的効率と分配的公正との両立を図るために、社会保障の枠組みに入れる部分とその外に出す部分との区分し、後者について私的保険を用意することが必要である。要するに、情報問題に対処するためには、制度の枠組みを規制し、その中での財源や生産については官と民とのミックスが望ましい。

(3) インセンティブ・システム

最後に、インセンティブ導入のアプローチに関連して、議論を総括する意味で、効率性およびインセンティブの概念を論ずることが適当であろう。社会保障を効率化することは必要である。しかし、効率性は正義に優越することはできない。効率性とは、一定の目的を一定の制約条件の下で最大限に達成するということであり、手段的特性を意味する。社会保障の目的は、自律性を持った人格の尊厳のための「基礎的ニーズ」の充足であり、制約条件となるべきものは予算である。予算ないし資源の制約なしに社会保障の効率的運営を図ることはできない。しかし、効率化は単純に予算を削減することではない。サービスの提供が公的システムの管理の下にある限り、社会保障に関するあらゆる立場の主体にとって、経済的制約が行動のインセンティブとなるような仕組みが用意されなければならない。社会保障によって一旦分離された負担と便益との関係が、個々人にとって再び意識されるようなさまざまなレベルでの予算制約の仕組みが必要である。

この問題を哲学的な形で叙述し、問題の所在を指摘しよう。問題は「市場・インセンティブ・効率」という一連の概念を「国家・ノルム・正義」というもう一つの概念群と組み合わせることは何を意味するかということである。

カントの純粹理性批判の核心は、「アприオリな総合判断は可能か」という問いであった。¹¹ 総合判断は分析判断と対比される。分析判断は、主語概念に含まれている内容を述語とする判断であり、したがって分析判断はすべてアприオリである。それに対して、総合判断は、主語概念に含まれていない述語を主語に結びつける判断である。総合判断は認識を広げる判断であり、直観によって提起され、アポストオリに経験によって確かめられる。カントは、アприオリな総合判断は可能かと問うことによって、認識する主体の超越論的な自己意識によるアприオリな総合認識の可能性を基礎づけた。こうして総合判断の集合の中に、アポストオリなものも並んでアприオリなものを含めたのである。

これを道徳の世界に適用したのが、彼の定言命法である。定言命法は普遍妥当的な道徳法則であって、いいかえれば、それはアприオリな総合判断である。これがいかにして可能かは自律の概念に基づくのであって、定言命法は意志が自分自身を普遍的な立法者と見なすことによって成立する。これが総合判断である理由は、人間が自律の存在として英知界に属しつつ、感性的存在として現象界に属することによって、あたかも認識における主語と述語との関係のように、道徳における総合判断を与えるからである。

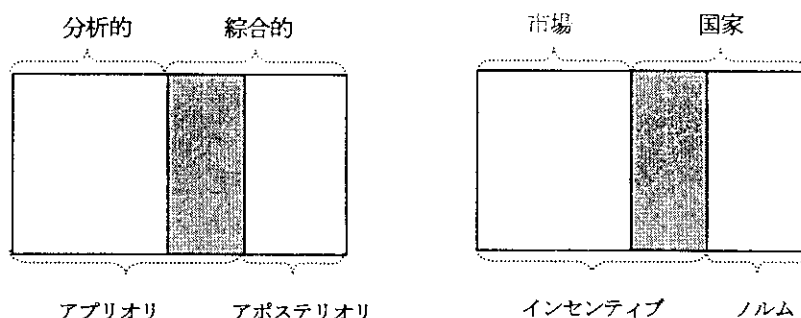
経済学における中心命題である「競争的市場均衡はパレート最適である」という命題は分析判断であって、普遍妥当的である。以上の議論を踏まえて言えば、「市場」がアприオリにパレート効率性となるのは、個人の私的インセンティブが「市場」という主語に内包されているためである。他方、総合判断の対象として「国家」の仕組み（ここでは社会保障制度）を考えてみよう。現代の福祉国家は社会的正義を内容とするノルムを実現することが期待されているが、国家理性の歴史は多様である。国家に関する言明は経験による総合判断に待たなければならない。

国家の仕組みの中で、社会的ノルムと並んで私的インセンティブが働く場面が二つ考えられる。一つは、シュンペーターが喝破したように、民主主義は政治家の投票獲得競争に他ならないという

場合である。これをいっそう拡張して言えば、「政・官・財」の鉄の三角形となろう。これは産業政策に典型的に見られるものであるが、福祉政策について言えば、フリー・ライディングやモラル・ハザードが蔓延する場合である。一定の制度の下で、それを私的利益の観点から活用するのは合理的であるといわざるをえない。もう一つの場合は、そのような事態をコントロールするために、社会保障制度の中に資源の効率化に向けて私的インセンティブが働くような仕組みをビルトインすることである。多くの国において、福祉国家の再構築の方向が期せずして一致を見ているのは、このような形で効率と正義の両立を図ろうとしていることである。

次の第1図の左側の図は、上述の「アприオリな総合判断は可能か」という問いの構造を示したものであり、黒塗りの部分は、総合判断におけるアприオリの位置を表わす。¹² これと類比的に、右側の図の黒塗りの部分は「私的インセンティブの働く国家制度は可能か」という問いに対する上掲の二つの答えを示している。すなわち、モラル・ハザードの場合と効率化の場合である。

第1図 市場と国家・インセンティブとノルム



現実の社会保障改革において政治過程が重要であるのは、私的インセンティブの働く方向を第一の場合から第二の場合へと転換することが、討議的民主主義を通ずる制度設計の課題として求められるからである。政治過程ないし「公共的空間」の討議において、「私的空間」を支配するのと同じ利己心がインセンティブとなるか、それとも「公共的理性」がインセンティブとなるかが問題である。「公共的理性」が支配するためには、「公共的空間」のノルムに整合的なインセンティブの制度を構築することが必用である。マンデヴィルの「市場における私益すなわち公益」の命題が、市場における私的インセンティブの役割であるとすれば、「国家における私益すなわち公益」という命題が福祉国家の下でいかにして成立するかが問われる。これは私的インセンティブと社会的ノルムとの間の現実の相互作用に依存するものであろう。¹³

上述の「ウェルフェアからワークフェアへ」という改革戦略についていえば、一方、社会的ノルムは勤労倫理に支えられた自立・自助の要請であり、他方、私的インセンティブは所得稼得能力に支えられた自律・自尊の観念である。ここで社会保障制度としてのウェルフェアとワークフェアとの均衡は、労働市場における賃金と生活保護における扶助との大小関係によって表される。¹⁴ ノ

ルムとしての自立・自助の要請の背景には、受給者のモラル・ハザードを嫌う納税者の意向がある。問題は、社会保障の道徳的矛盾（モラル・ハザードとモラル・ディレンマ）を解決するという問題である。一方、貧困に喘ぐ人々は自尊を失い、恥辱の中にある。もし「ウェルフェアからワークフェアへ」が人間的な仕方で行われるならば、それは「恥辱から自尊へ」という精神的救済をもたらす。他方、同じような姿に見えながらも、人々は社会保障にただ乗りしているかもしれない。この場合、「ウェルフェアからワークフェアへ」は「ただ乗りから自助へ」という精神的試練を課すものであろう。望ましい制度は、対立するエートスの均衡を図るものであって、制度内の経済的仕組みの構築と同時に、その仕組みを批判的に評価する政治過程の作動を必要とする。

市場化アプローチは「市場・効率・インセンティブ」という一連の観念を強調する。それらは大いに重要であるが、民主主義における「国家・正義・ノルム」という別の観念群によって制約されていなければならない。「資本主義・民主主義・社会保障」という三層からなる福祉国家概念に照らして言えば、改革に当たっては、社会保障制度を資本主義の下で民営化する方向と同時に、民主主義の下で「公共的理性」を強調する方向を念頭に置くべきである。

社会保障の市場化問題は単に経済理論上の争点であるばかりでなく、政治的次元の問題でもある。政治的次元において市場化や民営化や効率化を主導するイデオロギーは、ともすれば市場至上主義ないし自由至上主義に傾きがちである。しかし、政治的次元において適切な議論のバランスを回復するためには、これらの問題を同時に民主主義における政治的決定の問題としてとらえることが必要である。すなわち、一方で、官僚主義的および利益誘導的な制度運営を排し、他方で、公共的問題に対する国民のインセンティブと責任を高めることが求められるのである。

2 「家族」・世代間正義・世代内正義

社会保障の財政的危機は、単にマクロ的次元における問題ではなく、人口の世代間対立を含んだ構造的な問題である。年金・医療・介護などの社会サービスが公共的に提供される際、その給付と負担の関係をめぐって世代間の利害対立が表面化し、福祉国家の基礎にある暗黙の社会契約が覆されようとしている。かつての社会対立が資本家と労働者との間、あるいは富めるものと貧しいものとの間にあったとすれば、今日のそれは老人と若者との間にある。こうして世代間の公正ないし正義とは何かという理論的問題が提起される。ここには複雑な経済学的・社会的・倫理的な問題が含まれている。その複雑さを解きほぐし、社会保障改革の視点を提供するのがこの節の目的である。

あらかじめ分析の視点を示しておこう。社会保障は「脱市場化」とともに「脱家族化」のシステムでもある。「家族」の枠組みの中で伝統的に処理されていた仕事が社会に対して外部化された結果、世代をめぐる問題が公共的問題として現われた。この問題の根底にあるものは、とりわけ時間要素に関連して「家族」と「市場」が伝統的に果たしてきた貯蓄・投資の機能が、「国家」の社会保障制度とどのように整合的に両立するかということである。以下で述べるように、これが資源配分をめ

ぐる世代間正義および世代内正義の問題である。

世代の概念

世代間正義 (intergenerational justice) を論ずる際、「世代」の意味をどのように定めるかによって、議論の性質が異なってくる。われわれは三つを区別する。第一に、人口を一時点で見た場合、年齢別集団が世代の一つの意味として区別される。おおざっぱには、生産年齢人口の区分に従って、子供世代 (0-14 歳)、勤労世代 (15-64 歳)、高齢世代 (65 歳以上) を概念することができる。この年齢別集団という世代概念はいわば形式的な容器であって、各世代に属する構成員は時間的に固定していない。第二に、人口を時系列的に見た場合、生まれた年や時代の相違によって、コーホート集団 (同時出生集団) がもう一つの意味として区別される。たとえば、1930 年代に生まれた人々、1950 年代に生まれた人々などが異なる世代として区別される。この世代概念は、生年によって人々を特定の集団に固定的に配属させるが、構成員は年齢を重ねることによって第一概念の年齢別世代を経過していく。第三に、過去の世代、現在の世代、将来の世代というように、現存する人々と現存しない人々とを区別するきわめて抽象的な世代概念がある。これらの世代は、定義によって、現時点において互いに接触する場面を持たない。この概念も第一の概念と同じように、固定的な人口集団を持たず、時間とともにその内容が変わっていく。その内容は主として現在についての歴史認識に依存する。

それぞれの世代概念において問題となる対立の意味は異なる。第一の年齢別集団間の対立は、社会保障における給付と負担のように、一定の環境において資源配分や公共政策をめぐる利害の対立である。現実の議論で意味されているのは、この対立である。ある時点で見れば、各年齢別集団には当該年齢層のコーホートが属しているから、第一概念の世代対立は派生的に第二概念の世代対立をも意味するが、それとは独立に、第二概念の世代対立が存在する。対立問題の解決のためには、むしろ第一概念から第二概念に注意を向けることが必要である。

第二のコーホート集団は、生涯を通じて他と比べて異なる経済環境・社会環境を経験するという意味で、歴史的・個性的存在である。親・子・孫といった幅の世代を考えると、それらは戦争や経済繁栄や社会保障などの体験の有無を含んでいる。このような世代の間で、あらゆる環境的条件の違いを考慮に入れて公正や正義を論ずることはできない。それらは互いに比較を絶した存在である。そうであればこそ、コーホートとしての世代は異なる歴史や文化や価値の担い手として対立する可能性がある。ここには世代継承ないし世代断絶の問題が含まれ、「世代サイクル」という概念が成立する。しかし、歴史的要因を捨象すれば、時系列的世代概念は「ライフ・サイクル」という概念を含んでいる。個々人は一つのコーホートの中で一生を通じて幼年期・青年期・壮年期・老年期といった段階を経過する。社会保障制度はこのライフ・サイクルを対象とするものであって、第二概念に関して、ライフ・サイクルに対する公正な社会保障のあり方と同時に、生涯を通ずるコーホート間の公正な取扱いを論ずることができる。

第三の世代概念は主として、経済発展に伴う環境破壊や自然資源枯渇の問題において議論されるものであって、直接に社会保障の議論には関係しないが、社会を時間的視野から考察する際の重要

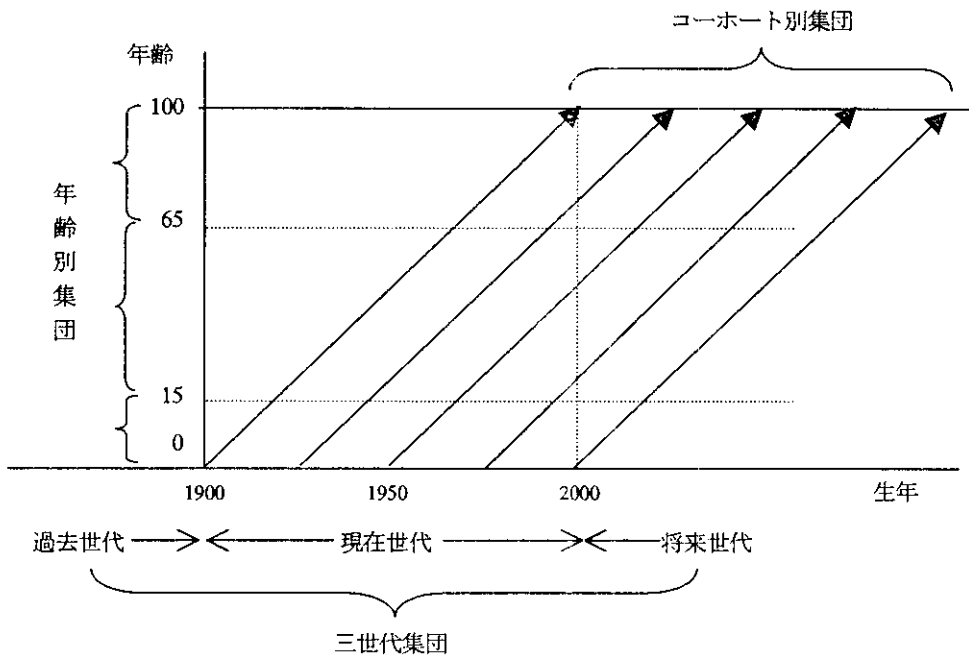
な分析装置である。この概念の特異性は、現在世代と将来世代との間には正義の問題は厳密には発生しないということである。正義の問題が成立するためには、いわゆるヒュームの「正義の環境」（すなわち、稀少性の条件、競合する利害の条件、平等な相互協力の条件）が存在しなければならない。¹⁵ 同時に存在しない世代の間では、相互協力が成立せず、権利・義務の関係が考えられない。現在世代の行動が一方的に将来世代に影響するのみであって、逆の影響が存在しないからである。したがって、環境保全問題の取り組みは、現在世代がまだ生まれていない将来世代に対する恩恵を自らの義務と考えることに基づいていると言わざるをえない。¹⁶ これは一つの立場である。

この考え方に対して、ロールズの社会契約論のアプローチは、通常義務と見なされている世代間の配慮を道徳理論的に基礎づけようとする。彼は各世代が後続の世代のために行うべき公正な貯蓄率を問題とし、これを原初状態における仮想的な社会契約から導くことを考える。契約への参加者は「無知のヴェール」の下にあり、自らがどの世代に属するかを知らない。したがって公正な条件の下で、参加者はあたかもあらゆる世代の代表者であるかのように行動し、立場の互換性を通じて世代間合意に達すると考えられる。¹⁷ この立場では、関係する諸世代が一時点に存在するか否かという問題は、原初状態の想定によって克服されると見る。

社会保障をめぐる世代間正義の問題は、財政論的には主として第一と第二の世代概念の関係として展開される。この問題を考えることによって、社会保障の概念そのものについてコーホート内所得移転とコーホート間所得移転という区別、および社会保障の技術的運営についての積立方式と賦課方式という区別が明らかになる。抽象的な第三の世代概念は、社会保障を含む包括的な視野において世代間正義を考える際に有用である。世代間正義の観念は単に社会保障の財政問題にとどまらず、世代の継承、家族の役割、老年の意味などに関わりを持つことによって、社会保障の全体としての持続可能性を説明することになる。以下では、文脈に応じて三つの世代概念を用いるが、「世代間正義」と「世代内正義」とを並べる場合には、第三の意味の世代概念を用いている。すなわち、一方、現代世代と将来世代との間で「世代間正義」を論じ、他方、現存する世代の中で「年齢別集団」および「コーホート別集団」の間の正義を論ずることを「世代内正義」と呼ぶ。

第2図は三つの世代概念の関係を図示する。横軸に生まれた年をとり、縦軸に年齢をとる。ある年に生まれた人は横軸上の年次から出発して、年齢を重ねるに従って矢印の直線上を進んでいく。この過程がライフ・サイクルである。人間は長くても100歳で死亡するから、矢線は100歳の長さまで書かれている。出生年を異にする矢線の束が「コーホート別集団」を示す。この矢線上の各点は人口数、年齢別生存確率、年齢別所得・消費の累積などの特性を表わしており、紙面に対して垂直の方向に人口数の軸を立てれば、各コーホート別に年次別の人口数の推移を見ることができ。横軸上のある時点（たとえば、西暦2000年）をとり、縦に見ると、その年に現存するさまざまなコーホート別人口は「年齢別集団」を構成している。たとえば、上述のように、子供世代・勤労世代・高齢世代に三分された年齢別集団が現われる。現在世代は大体のところ1900-2000年に生まれた人口からなり、それ以前が過去世代であり、それ以後が将来世代である。これが「三世代集団」の区分である。

第2図 世代概念の比較



世代と家族

以上で三つの世代概念を区別したが、一つの重要な要因について触れなかった。世代概念における本質的な要因は、「親・子・孫」という人口の生殖を通ずる連鎖である。年齢別集団、コーホート別集団、三世代集団のいずれも、人口が親子関係を通じて連続性を持つことを捨象し、各世代が相互に無関係に存立するかのように想定している。

人間には必ず親が存在するが、必ずしも子は存在しない。人間は親がいなければ生まれられないという意味で、前の世代が後の世代の存在を一方向的に決定する。人間はその生物学的存在を親に負っており、けっして子には負っていない。親は子の存在・非存在を一方向的に決定する。時間的に連続した上から下への一方向の親子関係があらゆる世代概念の基礎にある。

男女による生殖のシステムを家族と見なすのが、機能主義的に最も普遍的な「家族」の定義であろう。家族の持つあらゆる社会的・文化的・制度的形態の相違にもかかわらず、この生物学的人口生産システムによって、社会の存続が基本的に規定される。これが家族制度の社会的目的であると言える。世代間および世代内関係は、「家族」の場を通ずる親から子へというミクロの肉親関係をマクロ的に集計したものである。

社会保障は「脱市場化」と並ぶ「脱家族化」のシステムである。歴史的に「家族」のいくつかの機能が市場または国家に対して外部化されてきたが、「家族」が世代を形成するという基礎的機能だけはけっして消滅しない。定義によって、世代を形成するものを家族と概念するからである。家族は情緒的な絆によって結ばれた共同体である。親子間の相互の配慮は愛情に基づく自生的なものであって、経済的な取引でも法律的な契約でもない。親の子に対する扶養の義務は、必ずしも子の親

に対する被扶養の権利と見合うものではない。家族を支配する徳目は正義ではない。それは献身による調和であって、権利による調整ではない。社会保障を含む世代間の関係は、一面では、家族関係の代替であるという点で「共同性の感情」を含み、他面では、社会制度の正義を追求するという点で「公共性の理性」を含む。それは一部分は顔見知りの関係であると同時に、一部分は見知らぬ人々の関係でもある。世代間および世代内の正義はこのような複合的価値を意味する。

現実型としての社会保障における社会連帯

さて、現実の社会保障は二つの異なった考え方および異なった運営方式を含んでおり、それらを区別することが、世代間正義の問題への手掛りを与える。社会保障の二つの異なった考え方とは、社会保障は個人が自分の老後のために資源を移転するものか、それとも現役世代が高齢世代を扶養するものかという区別であり、社会保障の二つの異なった運営方式とは、積立方式と賦課方式との区別である。

われわれはこれまでの章においては、社会保障の説明に当たって、リスクのプーリングとしての「保険」の概念に基づき、社会保障は、被保険者としての社会構成員の中で、リスクが発生しなかった人々から、リスクが発生した人々に対して所得が再分配される仕組みであると述べ、これを「理念型としての社会保障」と名づけた。いま単純化のために、保険の仕組みを設計するに当たって、各人が均等の保険料を支払い、事故の際には同一の給付を受け取ると仮定しよう。その際問題になるのは、誰と保険を組むかということである。合理的な個人は、リスクの小さい人々とプールを組むのが望ましいと考える。しかし、人々間の立場の互換性を考えれば、全体として望ましい条件は人々のリスクの均等であって、リスクの大きな人々をリスク・プールに入れることは承認されないであろう。要するに、保険を成立させる「無知のヴェール」の下では、各人は他の人々と同じ程度のリスクに曝されていると考えるのであって、公正な条件の下では、保険という共同の仕組みが各人にとって有利なものとして人々の支持をう得るのである。社会連帯はその結果として成立する。

これが社会保障の原理的説明であることに変わりはないが、これは、第一に、無時間的な世界において（あるいは一期間を対象として）、給付と負担が発生するという静態的説明であり、第二に、各人の運命について「無知のヴェール」が支配し、各被保険者に特有のリスク確率は知られていないという条件下での説明であった。世代間正義の問題を扱うためには、この二つの条件を取り除いて考えなければならない。そこで第一に、社会保障はライフ・サイクル上の異なる位置を占める個人を対象とした長期的なシステムであり、第二に、年齢別に人々のリスク確率が体系的に偏りを持ち、リスクが高齢者に大きな確率で発生すると考えよう。これらの想定の下で「現実型としての社会保障」を考えなければならない。

まず第二の想定の下で、ある時点を取って考えると、社会保障の現実の運営は、誰に起るか分からない偶然的なリスクの発生に備えるというのではなく、勤労世代が拠出し、高齢世代が給付を受けるという形で、確実に前者から後者への所得の再分配を行うものとなる。もし拠出と給付の関係が一回限りのものであるならば、勤労世代は一方向的に拠出するのみであって、この取引は明らか